

# 長野市少年少女ラグビースクールガイドブック



主催 NPO 法人 長野市ラグビーフットボール協会  
後援 (公財) 長野市スポーツ協会

長野市少年少女ラグビースクール <http://www.nagano-rs.com/>



## 長野市少年少女ラグビースクール生徒心得

### 1 安全第一

ラグビースクールの行き帰りには、交通安全に心掛けよう。  
練習中は集中し怪我に気を付けよう。(安全な指導をします)

### 2 時間を守ろう

練習時間の10分前には、練習できる状況にしよう。  
万一、遅れるときはコーチ等に連絡しよう。

### 3 あいさつ、掛け声を大きな声で

あいさつ、掛け声は大きな声で、元気良くしよう。

### 4 集中し、けじめを付けよう

練習中は集中し、ラグビー以外のおしゃべりは慎み真剣にやろう。

### 5 チームワークを大切に

「ひとりみんなのために、みんなはひとりのために」仲良くやろう。

### 6 ヘッドキャップは必ず着けること

大切な頭部を守るために必ず着けよう。

### 7 準備・片付けをやろう

練習前の道具の準備、終了後の片付けは自分たちでやろう。  
また、道具を大切に使おう。

## 練習時の服装について

服装に関しては、運動のできる服装(ファスナー・ボタンの無いもの)であれば何でも結構です。  
ヘッドキャップは、必ず着用すること。



長野市少年少女ラグビースクールのラグビージャージ・ラグビーパンツ・ストッキングを希望の方は、スクール HP から注文できます。 <http://www.nagano-rs.com/>  
HP→リンク集→ショップ販売→サクラスポーツ・チームオーダー  
で通信販売にて購入できます。(納品まで3週間ほど掛かります)



6,500円



2,200円



600円

## きまりとお願い

### ○ 危険防止について

- 1 練習グラウンドの近くに住む者で、スクールに生徒だけで通う者は、交通に充分気を付け、事故や怪我のないよう注意すること。
- 2 練習開始前や終了後、生徒たちだけで遊ぶ時は危険な遊びをしないこと。  
(特に、スクラムやタックルは生徒たちだけでやらないこと)

### ○ 父兄の皆さまへ

- 1 練習スケジュール等は、ガイドブック添付のスクール活動日程及びスクールホームページを確認するようお願いします。  
緊急時の場合、メール連絡をします。出欠回答や申込みがある連絡事項については、期限までに必ず出欠回答や申込みをお願いします。  
また、練習開始時に保護者会(諸連絡)を開催しますので、ご参加いただくようお願いします。  
長野市少年少女ラグビースクールHP <http://www.nagano-rs.com/>
- 2 生徒の持ち物(バッグ・スパイク・ヘッドキャップ・水筒等)すべてに記名をお願いします。
- 3 毎練習時に、着替え・タオルを持たせるようお願いします。

### ※ 練習参加前に、必ずしておく事項

- ① 朝食を食べる
- ② 排便をする
- ③ 爪を切る(練習時の3日前には切っておく)

## 長野市少年少女ラグビースクール規約

(名称及び所在地)

第1条 このラグビースクールは長野市少年少女ラグビースクールと称し、スクール本部を、長野市ラグビーフットボール協会事務局におく。

(目的)

第2条 ラグビーを通じて、発育途上の基礎体力を作り、相互共同の精神を養い、強い意志を持った少年少女を養成することを目的とする。

(事業)

第3条 第2条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 運動能力、体力向上のための事業
- (2) ラグビー競技の練習会と観戦会
- (3) その他ラグビースクールの目的を達成するために必要な事項

(生徒)

第4条 生徒は、小中学校生徒を対象とする。

(役員及び顧問)

第5条 このスクールを運営していく上に下記の役員をおく。

- |     |                  |
|-----|------------------|
| 校長  | 1名               |
| 副校長 | 2名               |
| 理事  | 若干名(指導・医務・事務・会計) |
| 監事  | 2名               |
| 顧問  | 若干名              |

(役員の仕事選出)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 校長はスクールを代表し、校務を運営し総括する。
- (2) 副校長は校長を補佐し、校務を代行することができる。
- (3) 指導理事は指導部を総括し、技術指導を行う。
- (4) 医務担当理事は医務に関する一切の業務を遂行する。
- (5) 事務理事は事務局として事務一切を行う。
- (6) 会計理事は業務の収支決算をなし、その運営をつかさどる。

(監事の仕事)

第7条 監事は会計理事の行う会計業務の監査を行う。

(顧問)

第8条 顧問は校長の諮問に応じ意見を具申する。

(任期)

第9条 役員の仕事は1か年として再任を妨げない。

(経費)

第10条 スクールの経費は、会費・寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、会計報告は役員会において行うのを原則とする。

(規約改正)

第12条 規約の改正は役員会において決定するものとする。運営細則は別に定めるものとする。その他必要事項は、運営細則に定めるものとする。

### 長野市少年少女ラグビースクール細則

第1条 このスクールの生徒となるためには、本校制定の申込書に保護者の同意書及び健康診断書をスクール本部に提出し、ラグビースクール校長の承認を得なければならない。

第2条 生徒は入校と同時に会費を納入しなければならない。

第3条 会費は年額12,000円とする。

第4条 生徒は臨時行事で経費を要するとき参加生徒のみこれを納入する。

第5条 毎年会計年度末において剰余金のあった場合は、すべて翌年度会計に繰入れるものとする。

第6条 生徒は、小中学校生徒を対象とする。

第7条 本規約第2条の目的のため、練習会及び観戦会を行う。その他臨時行事を開催する。

第8条 行事計画は指導理事が計画立案し、役員会を経て校長が決定するものとする。

第9条 生徒の練習における服装は、スクール指定のものを原則とする。

第10条 生徒の受講中、万一負傷その他身体障害を生じた場合、スクール医務担当者が応急処置を行い、その後の療養指導に応ずるものとする。

第11条 規約・細則を守らなかったり、秩序を乱すような言動があった場合、以後受講を取り消すことがある。